

平成28年9月1日（木）議会運営委員会での理事者報告について

件名：平成28年7月24日執行の門真市長選挙及び大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙における投票用紙の誤交付について

平成28年7月24日（日）、市内の投票所において、期日前投票所にて大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙の投票を済ませた選挙人に対し、事務従事者が誤って、再度、大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙の投票用紙を交付し、投票させる事態が発生いたしました。

また、投票日以前に門真市から大阪府内の別の市区町村に転出をしており、本来であれば、投票できるのは大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙のみの選挙人に対し、事務従事者が誤って門真市長選挙の投票用紙を交付し、投票させる事態が発生いたしました。

発生の原因といたしましては、選挙人が期日前投票を行っているかどうかは、「名簿対照係」及び「交付係」でダブルチェックをすることができる体制をとっていましたが、事務従事者の認識不足により、どちらの係でもチェックすることができなかったことによるものであります。

また、門真市から大阪府内の別の市区町村に転出した選挙人が来場した場合は、大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙のみの投票であるので、同選挙の交付係に案内するべきところ、事務従事者の認識不足により、市長選挙の交付係に案内したことによるものであります。

市民の皆様並びに議員各位に多大なご心配・ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、二度とこのような事態が発生しないよう、全ての事務従事者に選挙制度に対する認識の徹底を図るとともに、公正な選挙事務の執行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。